



【お知らせ】営繕工事における創意工夫等について

日頃から本市の建設産業行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

工事における創意工夫等(創意工夫・社会性等)については、受注者の方が公共工事の更なる品質向上に努めるため、企業のノウハウを最大限に生かし実施しているものと考えております。

そのため、実施したものについては、適切に判断し評価しなければなりません。
このことから、成績評価に関する事例等を掲載しましたのでお知らせします。

記

1 評価するもの

- ① 快適トイレ(費用計上していない場合)
- ② 電子小黑板(品質、出来形管理と連動等させ活用した場合のみ)
- ③ ICT活用工事
- ④ 情報共有システム導入工事
- ⑤ 建設キャリアアップシステム活用工事
- ⑥ 遠隔臨場実施工事

2 評価しないもの(添付を参照)

3 評価の手順

- ① 受注者は工事着手する前までに創意工夫等計画(施工計画書へ記載)を提出
- ② 発注者は速やかに評価の有無を受注者へ文書にて通知
- ③ 受注者は施工計画書の創意工夫等の評価をしない項目に削除線を記入する。

例：創意工夫する。―

- ④ 以降は従前と同じ手順になります

※工事着手後追加する場合は、協議提出後、速やかに評価の有無の判定を行いますので施工計画書の更新を行ってください。



営繕工事の創意工夫等の判定について

成績評定創意工夫等の評価をしないもの（過去の事例から抜粋）

（１）標準仕様書等で実施すべきと記載しているもの

- ・ KY 活動の実施
- ・ 社内検査の実施
- ・ 過積載防止の工夫（ダンプ等に積載ライン及び自重計の設置など）
- ・ 社内パトロール、安全パトロールの実施
- ・ 現場事務所、仮設トイレの設置（快適トイレ(費用計上なし)は評価する)
- ・ 車両通行止め予告看板、工事看板の設置
- ・ 工事看板を交通の支障にならないように設置
- ・ 工事看板への重り設置等の強風対策
- ・ 現場事務所ゴミの適正処理（分別等）
- ・ 新規入場者の確認
- ・ 安全教育訓練、安全衛生教育訓練の実施
- ・ 資機材搬入時の交通整理
- ・ 出来形管理写真での黒板の接写写真
- ・ 熱中症対策

（２）創意工夫等として妥当でないもの ※当初より施工計画書に記載しないこと

- ・ 他の現場での現場施工勉強会
(特に施工性や品質、安全性等に寄与した場合は除く。単なる見学や情報収集は不適)
- ・ 非計画的又は狭小範囲の工事現場周辺清掃
- ・ 通勤車両にドライブレコーダーを設置
- ・ 反社会的勢力の排除
- ・ ライトバン（現場監督の使用車）のタイヤ空気圧の点検
- ・ 振り込め詐欺被害防止活動
- ・ 受注者の都合による同等品以上の材料の使用
※評価するものについては創意工夫調書で効果を説明すること
例：工期短縮、環境負荷軽減等
- ・ インターンシップの受け入れ（建設業協会及び浜松市主催インターンシップへの協力、

中学生職場体験への協力は除く)

- ・少量や小規模の内容で効果が極めて少ないもの
- ・足場養生シートや仮囲い等で自社のPRをしているもの

(3) 一般的に採用されているもの

- ・電子小黑板及びハンド黑板の採用（出来形連動している場合を除く）
- ・スリム看板及び高輝度看板の使用
- ・試験掘りによる埋設物のマーキング
- ・施工管理ソフトの利用（情報共有システムを除く）
- ・クレーン機能付きバックホウの使用
- ・坂道での工事車両への輪止めの設置
- ・個人情報記載された書類の適切な管理
- ・トイレへの消臭剤の設置
- ・工程表を現場事務所に掲示
- ・クレーンのアウトリガーの養生として敷き鉄板を使用
- ・流動性を高めたコンクリートの使用
(浜松市レディーミクストコンクリート取扱基準参照)
- ・材料置き場の環境整備及び跡片付け
- ・ISO14001 及び 9001 取得企業
- ・建設業労働災害防止協会加入
- ・資材置き場の設置
- ・試験アンカーの施工によるアンカー長等の検討
- ・感染症対策

(4) 費用計上すべきもの

- ・工事目的物や施工仮設、処分費の清算
例：使用済土嚢袋の処分、仮舗装の実施、建設汚泥の中間処理施設への搬出等
- ・残土の仮置き場確保

(5) その他

- ・地元町内会等への金品寄付
- ・入札時の総合評価の提案に係る項目